

中部運輸局自動車交通部

令和8年3月16日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、服部 TEL 052-952-8038

中部運輸局静岡運輸支局 輸送・監査担当

金森、吉住、大場 TEL 054-261-1191

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所

事業者名：東海ロジテク 株式会社

(代表者：酒井 通雄)

住 所：静岡県島田市牛尾970-30

2. 行政処分等の概要

本社営業所（静岡県島田市牛尾970-30）

処 分 日：令和8年3月16日

処分内容：① 事業停止処分7日間

② 車両使用停止処分329日車

(8両を36日間、1両を41日間の使用停止)

③ 文書警告

3. 監査端緒

以前に行った行政処分で指摘した貨物自動車運送事業法の違反事実の改善状況の報告を行わなかったため監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

(1) 認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)

- (2) 認可を受けないで、自動車車庫を設置していた。
(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)
- (3) 事業用自動車について定期点検整備(3ヶ月点検)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (4) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (5) 業務の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (6) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (7) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (8) 運転者等台帳を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (9) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (10) 国土交通省告示で定める特定の運転者(高齢運転者)に対して事業自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (11) 特定の運転者(高齢運転者)に対する運転適性診断(適齢診断)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (12) 整備管理者の研修を受講させていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)

(13) 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。

(貨物自動車運送事業報告規則第2条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 46点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 51点